その他軽微な修正について

資料４

１．注解５０で列挙している重要な会計方針について

注解５０では、重要な会計方針等として開示すべき項目のみを例示しており、それぞれ具体的な開示内容は実務指針で定める関係となっている。ここで、実務指針で説明されている項目の一部が注解５０で開示対象として例示されていないため整合的に追記する。

＜現行基準＞

＜注50＞ 重要な会計方針等の開示について
１（略）
２ 会計方針とは、国立大学法人等が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。
なお、会計方針の例としては次のようなものがある。
(1) 運営費交付金収益の計上基準
(2) 減価償却の会計処理方法
(3) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
(4) 有価証券の評価基準及び評価方法
(5) たな卸資産の評価基準及び評価方法
(6) 収益及び費用の計上基準
(7) 債券発行差額の償却基準
(8) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
(9) 未収財源措置予定額の計上基準
３ ～４（略）

その他軽微な修正について

資料４

＜改正基準＞

＜注50＞ 重要な会計方針等の開示について
１（略）
２ 会計方針とは、国立大学法人等が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。
なお、会計方針の例としては次のようなものがある。
(1) 運営費交付金収益の計上基準
(2) 減価償却の会計処理方法
(3) 賞与引当金及び見積額の計上基準
(4) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
(5) 有価証券の評価基準及び評価方法
(6) たな卸資産の評価基準及び評価方法
(7) 収益及び費用の計上基準
(8) 債券発行差額の償却基準
(9) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
(10) 未収財源措置予定額の計上基準
３ ～４（略）

その他軽微な修正について

資料４

（参考）

Q71－3 開示すべき会計方針は、具体的にどのように記載すればよいのか。また、その他の注記事項としては、どのようなものがあるか

A

財務諸表に注記すべき会計方針は注解49※に例示されているが、それ以外にもリース取引や消費税等の会計処理などを会計方針として注記することになる。標準的な記載例を示すと次のようになる。

注記については国立大学法人等を理解するために有用と思われる固有の処理についても記載することが考えられる。

2 会計方針とは、国立大学法人等が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。

なお、会計方針の例としては次のようなものがある。

1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準
（略）
2. 減価償却の会計処理方法
（略）
3. 賞与引当金及び見積額の計上基準
（略）
4. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法
（略）
5. 有価証券の評価基準及び評価方法
（略）
6. 収益及び費用の計上基準
（略）
7. たな卸資産の評価基準及び評価方法
（略）
8. 債券発行差額の償却方法
（略）
9. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
（後略）

※：R7年度の基準改訂で該当の注解は現行、「注解50」となる。

【補足】

上記では省略しているが、実務指針ではほかに「リース取引の会計処理」、「消費税等の会計処理」に係る会計方針の記載例がある。ただし、これらは実務指針で追加的に説明しているに過ぎないため会計基準注解での例示は不要と判断している。なお、実務指針には会計基準注解で例示している「未収財源措置予定額の計上基準」の記載がないため、追記すべきと考えられる。

その他軽微な修正について

資料４

２．誤字の訂正について

注解８３に誤字が検出されたので修正する。

＜現行基準＞

＜注83＞ 特定関連会社に該当することとなった日が、特定関連会社の決算日以外の日である場合の取扱いについて
特定関連会社に該当することとなった日が特定関連会社の決算日以外の日であるときは、当該日の前後いずれか近い決算日**と**おいて特定関連会社に該当することとなったものとみなして処理することができる。

＜改正基準＞

＜注83＞ 特定関連会社に該当することとなった日が、特定関連会社の決算日以外の日である場合の取扱いについて
特定関連会社に該当することとなった日が特定関連会社の決算日以外の日であるときは、当該日の前後いずれか近い決算日**に**おいて特定関連会社に該当することとなったものとみなして処理することができる。

以上